

○津山市町並保存対策補助金交付要綱

昭和 6 3 年 1 2 月 2 3 日

津山市告示第 4 0 号

改正 平成 1 1 年 1 2 月 6 日告示第 7 2 号

平成 2 8 年 3 月 3 1 日告示第 2 4 2 号

平成 2 9 年 1 1 月 1 日告示第 1 5 4 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、歴史的町並を保存し、後世に伝えるため、歴史的町並保存に必要と認める建造物等の修理、修景又は復旧を行う者に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和 4 2 年津山市規則第 1 3 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(地区指定)

第 2 条 市長は、津山市景観審議会（津山市景観条例（平成 2 7 年津山市条例第 6 4 号）第 7 条第 1 項の津山市景観審議会をいう。以下「審議会」という。）に諮って、歴史的町並を保存する地区（以下「保存地区」という。）を指定し、当該保存地区の町並保存についての整備計画（以下「整備計画」という。）を策定するものとする。

2 保存地区は、歴史的町並の保存上特に重要と認める地区（以下「町並重点整備地区」という。）及びそれに準じるものとして保存が必要であると認める地区（以下「周辺景観保存地区」という。）に区分する。

3 第 1 項の規定により、保存地区を指定し、整備計画を策定したときは、遅滞なくその旨を公示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(補助対象物件等)

第 3 条 この告示による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる物件（以下「補助対象物件」という。）は、町並重点整備地区内に所在する建造物等であって、保存の必要性についての審議会の調査（以下「保存調査」という。）に基づく答申を経て市長が選定するものとする。

2 市長は、周辺景観保存地区及び保存地区外に所在する歴史的町並の保存上特に重要と認める建造物等を保存調査に基づく答申を経て補助対象物件として選定することができる。

3 市長は、前 2 項の規定により補助対象物件とした建造物等が、文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）、岡山県文化財保護条例（昭和 5 0 年岡山県条例第 6 4 号）又は津山市文化財保護条例（昭和 3 0 年津山市条例第 1 2 号）の規定による指定文化財に指定されたときその他特別の事由があるときは、その選定を解除するものとする。

(補助対象事業費)

第 4 条 この告示による補助の対象となる事業費は、前条第 1 項又は第 2 項の規定により補助対象物件として選定された建造物等の屋根、外壁等で、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（以下「道路等」という。）から観望できる外観部分を、整備計画に基づき修理し、修景し、又は復旧するための経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、審議会の意見を聴いて市長が別に定める補助基準に基づき算定した額とする。ただし、次に定める額を超えることはできない。

(1) 修理の場合 1戸(主屋及び附属建物等をもって1戸とする。以下同じ。)につき 5,000,000円

(2) 修景の場合 1戸につき 2,000,000円

(3) 復旧の場合 1件につき 1,000,000円

2 前項ただし書の規定にかかわらず、目的達成のため市長が特に必要と認め、審議会の承認を得たときは、前項に定める額を超えて補助金を交付することができる。

(事前協議)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ市長に協議するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、町並保存対策補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書

(2) 仕様見積書

(3) 工事図面

(4) 現況のカラー写真

(5) 建造物等の所有者であることを証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その旨を町並保存対策補助金交付決定通知書又は町並保存対策補助金交付却下通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)に当たり、必要な限度において条件を付することができる。

(事業内容の変更、中止又は廃止)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに町並保存対策補助事業変更・中止・廃止申請書(様式第2号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その申請が適当であると認めたときは、これを承認し、その旨を町並保存対策補助事業変更・中止・廃止承認通知書により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、町並保存対策補助事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 完成後のカラー写真

(請求及び支払)

第11条 補助事業者が補助金の請求をしようとするときは、前条の書類等を提出した後、請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求に係る補助事業が適正に行われたことを確認（必要に応じて現地調査等を含む。）の上、補助金を支払うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、交付決定後に補助金の全部又は一部の概算払をすることができる。

(現状変更の制限)

第12条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金により修理し、修景し、又は復旧した建造物等に、市長の承認を受けずに次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号及び第2号の行為については、補助金の交付後10年間又は当該建造物等の耐用年数のうちいずれか短い期間、第3号の行為については、補助金の交付後3年間を経過したときは、この限りでない。

(1) 補助事業により効用を開始した部分の現状変更

(2) 補助対象物件の外観部分の全部又は一部を道路等から観望できなくする塀その他の遮へい物の設置

(3) 補助金の交付を受けて修理、修景又は復旧の措置を講じた建造物等の譲渡又は交換

(補助金の返還等)

第13条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

(所有者の変更通知)

第14条 補助対象物件の所有者は、相続その他の事由により補助対象物件の所有権に変更があったときは、市長に報告しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（平成11年12月6日告示第72号）

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の津山市町並保存対策補助金交付要綱第2条第1項に規定する対象地区として市長が定めた地区は、改正後の津山市町並保存対策補助金交付要綱第2条第1項に規定する保存地区として指定され、同対象地区について策定された整備計画は同項の規定により策定されたものとみなす。

付 則（平成28年3月31日告示第242号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（平成29年11月1日告示第154号）

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

町並保存対策補助金交付申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所

氏 名 ㊟

町並保存対策補助金の交付を受けたいので、津山市町並保存対策補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助対象物件の所在地
- 2 工事の内容

着工予定期日 年 月 日
完工予定期日 年 月 日

- 3 総事業費 円
- 4 補助金交付申請額 円

※収支予算書、仕様見積書、工事図面、現況のカラー写真、建造物等の所有者であることを証する書類等を添付してください。

様式第2号(第9条関係)

町並保存対策補助事業変更・中止・廃止申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所
氏 名 印

年 月 日付け津山市指令 第 号で交付決定を受けた津山市町並保存対策補助事業の実施について、次のとおり 変更・中止・廃止 の承認を受けたいので、津山市町並保存対策補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 変更・中止・廃止の理由

2 変更の内容

変更前

変更後

注 変更に該当するものは、変更後の収支予算書、仕様見積書、工事図面を添付すること。

様式第3号(第10条関係)

町並保存対策補助事業実績報告書

年 月 日

津山市長 殿

住 所
氏 名 印

年 月 日付け津山市指令 第 号で交付決定を受けた津山市町並保存対策補助事業を完了したので、津山市町並保存対策補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。

記

- 1 補助対象物件の所在地
- 2 補助事業の実施期間

年 月 日着工

年 月 日完工
- 3 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額 円

精 算 額 円

不 用 額 円
- 4 添付書類

(1) 収支決算書

(2) 完成後のカラー写真